

独立行政法人  
国立がん研究センター  
平成22年度業務実績の評価結果

平成23年8月26日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

## 1. 平成22年度業務実績について

### (1) 評価の視点

独立行政法人国立がん研究センターは、国立がんセンターが移行して、平成22年4月1日に発足したものである。国立がん研究センターは、がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

今年度の国立がん研究センターの業務実績の評価は、平成22年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成22年度～26年度）の初年度の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）やいわゆる2次意見等も踏まえ、評価を実施した。

### (2) 平成22年度業務実績全般の評価

国立がん研究センターは、センターが果たすべき使命を達成するため、がん克服に資する研究成果を継続的に生み出し、がんの原因及び本態解明を一層進めるとともに、日本人のエビデンスの収集を行い、予防法、革新的がん医療及び標準医療を開発するための研究に取り組むこと、及び良質で安心な医療を提供し、人材育成及び情報発信を担い、我が国のあるべきがん医療の政策を提言していくことが求められている。

独立行政法人に移行した初年度に当たる平成22年度においては、新しい制度の中で、理事長のリーダーシップの下、職員の意識改革とともに組織運営体制の見直し、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取り組みが行われ、初年度において中期目標に掲げる経常収支に係る目標を達成したことは評価する。今後とも、中期目標の期間全体において目標を達成できるよう努められたい。

研究・開発については、研究所の組織再編、先端医療開発推進会議の設置、学際的研究支援室の設置等、トランスレーショナルリサーチを推進する体制を整備するほか、新たに包括同意書により全初診患者から血液検体を採取・保存する取り組みを始めるなどバイオバンクの充実に向けた取り組みなど、病院における研究・開発の推進の取り組みは法人の重要な役割を果たしており評価する。

特に、がん領域の特性を踏まえた研究・開発について、発がんの発生と関連する遺伝子多型の同定、発がん発生母地としての脂肪腫の意義の明確化など、がん対策の推進に大きく貢献する顕著な成果を上げたことを評価する。

医療の提供について、小児・若年成人発症肉腫（サルコーマ）に対する集学的治療や頭頸部腫瘍などが適応対象である先進医療の陽子線治療など国立がん研究センターなど限られた施設でのみ受けられる高度先駆的な医療を行っており、開発的な医療を安定した状態で提供していることを評価する。

疾患・診療科別の説明・同意文書の標準化を図るほか、各診療科の診療実績をホームページ上に公開し患者に分かりやすい情報提供に取り組むなど、患者の視点に立つ良質かつ安心な医療の提供についても評価する。

緩和ケアチームの早期介入開始や、開発的医療として、合併症を有するがん患者に対応できるよう総合内科を創設し診療体制を強化している。

地域のがん医療従事者を対象とした18プログラムの専門研修を実施したことや、都道府県がん診療連携拠点病院連絡会議を開催し、意見交換及び情報共有を進めたこと、がん患者に必要な情報を取りまとめた冊子（患者必携）を公開・配布したことなど、人材育成、情報収集・発信を着実に進めており、今後も継続的な取組みを期待する。

このほか、東日本大震災に関連して、医療支援チームや放射線スクリーニング支援チームを派遣するなど国の危機管理対応にも大きく貢献したことを評価する。

これらのことを踏まえると、中期計画の初年度に当たる平成22年度の業務実績については、全体としては国立がん研究センターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。

今後とも、国立がん研究センターが我が国のがんの研究推進、がんの診断や治療法の開発、高度先駆的医療、人材育成、情報発信といった役割を果たし、積極的に国民医療の向上に貢献していく姿勢を求めたい。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別評価に関する評価結果については、別紙として添付した。

## 2. 具体的な評価内容

### (1) 研究・開発に関する事項

#### ① 臨床を志向した研究・開発の推進

研究所研究部・室の組織見直し、先端医療開発推進会議の設置、学際的研究支援室の設置など、トランスレーショナルリサーチを推進するための体制を整備するとともに、センター内バイオバンクを設置し病理組織試料を一元的に管理する体制を整え、全初診患者に対して新たな包括同意書に基づき血液検体を採取・保存するシステムの構築を進め臨床試料及び情報を研究に活用するための体制を構築しており高く評価するとともに、トランスレーショナルリサーチの推進に期待する。

基礎研究部門と臨床研究部門の共同研究件数が対前年度12%増、及び国際共同治験実施数が対前年度同14%増など計画目標を大きく上回り年度計画目標を達成したことは評価する。

## ② 病院における研究・開発の推進

診療部門の診療体制を入院・外来を通じた診療科制に再編するとともに、学際的  
研究支援室を設置し、研究所と病院の研究者による定例意見交換会（リサーチ・カ  
ンファレンス）を開催するなど新たな連携のもとで、臨床研究を推進しやすい体制  
とした。治験・臨床研究を進める上で必要な CRC や生物統計専門家、知的財産管理  
に必要な人材も確保されている。PMDA との人事交流を進め、薬事・規制要件に関  
する専門家育成を図るなど臨床試験、常勤の CRC を増員すること等、治験体制を強  
化したことにより、治験実施件数が対前年度 4%増、うち国際共同治験実施件数が  
14%増、治験申請から症例登録（First Patient In）までの期間は 139.7 日と年度計  
画を達成しており、今後の着実な進展を期待する。

研究倫理審査において研究実施状況報告を全研究者に義務付けることにより倫理  
性を確保していることや、ホームページを通じて治験情報を公開するなどの患者・  
家族への臨床研究に関する情報公開の取り組みは評価する。

## ③ 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

重点的な研究・開発を推進するため、企業との連携においては 88 社、合計 123 件  
の共同研究を実施し、外来研究員を 27 社から 55 人受け入れていること、大学等と  
も 24 機関、合計 28 件の共同研究を進め、9 大学との連携を進めていることは高く  
評価できる。

（がんの原因、発生・進展のメカニズムの解明）

肺がんの発生と関連する遺伝子多型の同定、膵がん発生母地としての脂肪膵の意  
義の明確化、肝発がんにおける DNA メチル化異常の誘因の明確化、小分子 RNA 及  
びチロシンリン酸化蛋白質 CDCP1・ARAP3 の転移・浸潤への関与の明確化など、膵  
がんや肺腺がんリスクと関連する複数の要因を同定した。

（がんの実態把握）

がん医療の地域間格差の把握・分析のため院内がん登録 42 万件の全国データを収  
集し全国推計値等をまとめた解析用データを整備した。

（がんの本態解明に基づく高度先駆的医療の開発等）

肺がんや食道がんの新規バイオマーカーとして NRF2 を同定した。国内単一機関  
では最大のコホートとなる 2000 症例以上の肺がんから 54 症例の ALK 融合遺伝子  
陽性症例を同定し、ALK 阻害剤の治療対象となる肺がんにおける ALK 転座の分子  
診断法を確立した。

#### (医薬品及び医療機器の開発の推進)

ゲノムやプロテオミクスを応用した高精度診断マーカーや、最先端イメージング技術を応用した新しい画像診断技術などの診断技術の開発を推進した。産官学連携による新たなイメージング技術を用いた診断機器の共同開発の臨床試験を実施した。国内未承認医薬品の治験等臨床研究を推進し、早期開発治験（94件、対前年度4%増）、国際共同治験（112件、同14%増）、医師主導治験（5件、同25%増）などを積極的に実施した。

#### (がん医療の質的向上・均てん化のための研究開発の推進)

がん臨床研究班にて策定した5大がんに対するクオリティ・インディケーターについて、施設における実測を進めるとともに、5大がんについて指標の優先順位付けを行った。

### (2) 医療の提供に関する事項

#### ① 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供

小児・若年成人発症の肉腫（サルコーマ）に対する集学的治療など、ほとんどの診療科において国立がん研究センターで特別に受けられる高度先駆的な治療を実施、また、東病院では先進医療として、頭頸部腫瘍、骨軟部腫瘍、前立腺がんなどを適応対象に陽子線治療を実施しており、仮想内視鏡による先駆的健診コースの導入や化学療法を選択に関しバイオマーカーの応用の推進とともに、高度先駆的、先進的な医療提供は評価する。

総合内科を創設して合併症のある患者に対する診療体制を強化したことは、先進的な医療を幅広い病態に適応させるために不可欠であり、更なる充実を期待する。

国内主要研究施設と連携し医師主導治験及び、高度医療評価制度での臨床試験を実施しており今後の展開を期待する。

診療科毎に代表的な疾患・治療の方針を成文化したことにより、担当医が治療同意を得る際の説明内容が標準化されており、今後とも定期的な見直しを行い、最新の科学的根拠を反映させることにより希少がん及び難治がんを含めた各種がんの標準的治療の実践に取り組むことを一層期待する。

#### ② 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供

正確でわかりやすい診療情報を提供するため、各診療科の診療実績をホームページに掲載し、わかりやすい情報提供に努めている。また、外来患者を対象に膣がん及び胆道がん教室等の患者教室を実施しているほか、新たにごん相談対話外来を開設し、担当医師のほか看護師、精神腫瘍医等が、がん治療等の相談に応じ、患者・家族が納得した治療法等を選択できる取り組みを行っている。

また、定期的に収集している患者の声を患者サービス向上委員会で検討し、サービス改善を図るとともに院内掲示しフィードバックする取り組みを始めた。患者満足度調査について、平成22年度の調査を実施するとともに、平成21年度の調査結果を病院内ホールに掲示して患者・家族に公表しており、これらの取り組みの更なる努力と充実を期待する。

医療安全管理を総括・監督する体制を構築し、報告・指示経路を明確化したうえで、インシデント事例を定期的に収集評価し、事例検討・調査結果に基づき関連する部署の業務改善を図るほか、医療安全講習会を開催し職員の医療安全に対する意識の徹底向上を図ったことは、良質かつ安心な医療提供の取り組みとして評価する。

### ③ その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供

がん患者に対する緩和医療について、緩和ケアチームが関わった症例数が計画を大きく上回り、年度計画の数値目標を達成した。緩和ケアチームの介入開始時期についてもがん治療実施中の患者に緩和ケアを開始した割合が約6割を占め、がんの早期から緩和ケアを意識した取り組みを実施した。リハビリ科を新設し、がんのリハビリテーションが有効な疼痛緩和等を実施しており一層の充実を期待する。チームカンファレンスに退院調整・支援看護師やNST看護師等他職種を参加させたことは緩和ケアチームのチーム力を強化しケアの質を向上させる取り組みであり評価する。

### (3) 人材育成に関する事項

放射線治療医、看護師、薬剤師、ソーシャルワーカー等が参加する診療方針の多角的検討会(Tumor board,平成22年7月)の取り組み、最新の医療知識と技術の習得・再確認するNCC University(平成23年1月)や、臨床面での問題点を臨床側が提示し、基礎研究者を含めたディスカッションによりブレークスルーに繋げるリサーチカンファレンス(平成23年2月)の取り組み、さらに、がん研究センターが独自開発したがん告知コミュニケーション技術研修を外来担当開始レジデントを対象に実施する取り組みなど、がん領域の医療及び研究におけるリーダーとして活躍できる人材育成に取り組んでおり、より一層の充実を期待する。

がん診療連携拠点病院等センター外の医療従事者を対象に、がん医療の指導者を育成するための専門的な研修を18種類のプログラム(参加者668人)で実施しており、評価するも、今後の成果が待たれる。

### (4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項

都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会を開催し連絡協議会の連携強化を図るとともに、院内がん登録全国集計の公表等の取り組みを行った。

がん診療連携拠点病院等に対し、画像診断コンサルテーション、放射線治療品質管理・安全管理体制確立支援等を実施し、特に病理診断コンサルテーションでは目標を上回る 290 件を実施しコンサルテーション対象病院の 97.2%から有用であったとの評価を得たことは評価する。

がんに関わった患者に必要な情報を取り纏めた「患者必携ーがんになったら手に取るガイドー」を作成、ホームページで公開し、誰でも何処からでも閲覧・入手ができる取り組みを行うとともに、印刷物（見本版）を全都道府県及びがん診療連携拠点病院等に配布した。また、がんの相談をしたい方を支援する電話相談窓口として患者必携サポートセンターを開設し、がん患者や家族の疑問・不安に応えるなど、がん関連情報を収集し患者・家族・国民に対し発信する取り組みを行っており、国立がん研究センターにとって重要な役割を果たすものであり評価する。今後も一層の取り組みを期待するものである。

院内がん登録及び地域がん登録の登録項目の標準化や地域がん登録未実施県での導入に向けた技術支援や訪問調査などの取り組みを評価するとともに、引き続きがん登録推進のための継続的な取り組みを期待したい。

#### (5) 国への政策提言に関する事項、その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

東日本大震災に関し、医療支援チームを派遣するなどセンターの使命に沿った積極的取り組みを行っており、今後の貢献も期待したい。

「国家戦略としてのがん研究シンポジウム」を開催し、関係省庁、報道関係者、患者団体の代表者、製薬企業等多方面に渡る参加者を得て、大規模ゲノム医学研究やがんワクチンに関する研究のあり方についての提言や、全国レベルでの臨床試験ネットワークの構築の必要性など科学的根拠に基づいた専門的提言を行った。全国レベルの臨床試験ネットワークについては都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会において賛同を得て臨床試験部会を設置する取り組みを行っており評価する。

#### (6) 効率的な業務運営に関する事項

##### ① 効率的な業務運営体制

入院診療と外来診療を柔軟に調整し統合的に管理できる診療体制を構築するため、診療科長制を導入し責任と権限を明確化するとともに、副院長には診療・教育・研究・医療安全・経営の特命事項を定めて担当副院長の役割と院内の位置付けを明確化した。

法人設立と同時に事務部門の改革を行い、総務部・人事部・企画経営部・財務経理部の四部体制とし各部門の業務に関して権限と責任を明確化し、迅速な意思決定が可能となった。

## ② 効率化による収支改善、電子化の推進

国立がん研究センターとしての使命を果たすための経営戦略や事業計画を通じ、費用の節減や収入の確保等の経営管理により、平成22年度の損益計算において経常収支率107.2%（経常利益29.6億円）と年度計画を達成しており高く評価する。

全ての購入伺いを理事長決裁とし職員のコスト意識を徹底するとともに、医薬品等について6のナショナルセンターによる共同入札を実施するなど、業務運営コストを節減する取り組みを評価する。

一般管理費の節減については、19.1%減と大幅に年度計画を上回っていることを評価する。

東病院において、職員の適正配置を行うこと等により診療報酬上の上位施設基準を取得したことや、診療報酬請求事務について請求漏れ防止、査定・過誤の再審査請求を徹底すること等により収入の確保を図ったことを評価する。

職員への通報文書の一斉メール配信や各種委員会資料を院内ホームページに掲載するなど、電子化の推進により業務の効率化を図った。

国内外の医学関係専門誌の文献を効率的に検索できるweb of scienceの導入により研究者の研究環境の改善を図った。

## (7) 法令遵守等内部統制の適切な構築

法人経営の重要事項を審議する理事会を設置するとともに、業務全体を横断的に審査することのできる監査室を設置し、監事、外部監査人と連携強化を図り、法人内の問題抽出及び業務改善に向けた提案を実施し、内部統制のための組織構築を図ったことを評価する。

一般競争入札等の調達手続きの競争性、公正性、透明性等を確保するため、契約審査委員会の審査を経るなど契約業務の適正化を図った。随意契約については、契約審査委員会での必要性・妥当性等の審査等を踏まえ真に必要と思われる事案についてのみ随意契約とすることにより適正化を図るとともに、取組状況をホームページ上で公表したことを評価する。

## (8) 予算、収支計画及び資金計画等

民間企業等より治験及び共同研究に係る外部資金の受け入れや、寄附受入規程を整備しホームページ及びポスター掲示を行い、寄附金を受領する取り組みを行ったことについて評価する。また文部科学省科学研究費や厚生労働科学研究費等に対し積極的に申請を行い、国等の競争的研究費を獲得している。

## (9) その他業務運営に関する事項

全職員を対象とした業績評価制度を導入し、業務改善に取り組む職員に人事上の評



価を与えた。また、幹部職員及び新規採用職員は看護師を除き全て任期付任用とし、規律と責任感を持たせる任用形態とした。

院内保育所の保育要望についてアンケート調査を実施し、24 時間保育など女性の働きやすい環境整備を図ったことは評価する。

障害者雇用に対する取り組みについては、法定雇用率を達成すべく障害者雇用を計画的に進める方針を決定し、業務分担の見直しを行うとともに障害者就業支援機関の協力を得ながら、引き続き障害者の雇用に努めている。

#### (10) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点への対応

##### ① 財務状況について

病院の機能を踏まえた職員の適正配置、平均在院日数の短縮による診療報酬の上位基準の取得等を図るとともに、材料費や建築コストの節減に努め、収支改善を推進したことにより、当期純利益 25.8 億円を計上したことは評価する。

##### ② 保有資産の活用状況とその点検

「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点」で示された視点に基づき点検した結果、保有資産で「不要」と認められるケースはない。

##### ③ 給与水準の状況と総人件費改革の進捗状況

国立がん研究センターの給与水準について、平成 22 年度のラスパイレス指数は、病院医師 116.3、病院看護師 107.2、研究職 116.1、事務・技術職 105.2 となっており、その原因としては、地域手当の水準が築地キャンパスは 18%、柏キャンパスは 6%（医師は 15%）であること、また、医師の役職手当の支給対象者の割合が 70.1%と国に比べて高いことが主に影響している。

給与水準は、適正化に向けた不断の努力が求められるものであるが、病院医師については、自治体病院や民間医療機関とはなお開きがあり、医師確保が問題となっている昨今において、他の医療機関と遜色のない給与水準に近づけることは必要な措置であると考える。

なお、医療職種のモチベーションが金銭面だけではないことは自明であり、診療環境や研究環境、勤務体制等のもとより魅力ある病院づくりも重要である。

また、総人件費改革の主な取り組みとして、技能職の退職不補充、調整額の廃止、給与カーブの変更などを行い、平成 21 年度からの削減額は 7 百万円であった。他方、増額は 10 億円あり、行革推進法等による削減率を達成していないものの、がんその他の悪性新生物に関する高度先駆的医療の研究開発・普及・医療提供や、治験・臨床研究を推進する体制強化、医療安全や診療報酬基準への対応によるものであるが、国立がん研究センターの役割を着実に果たしていくためには必要な措置と認め

られる。

今後とも適正な人件費管理を行い人件費改革に強力に取り組む必要があるが、国内外の関係機関と連携し、研究・開発及び人材育成に関し国際水準の成果を生み出していくためには、研究・医療現場に対する総人件費改革の一律の適用は困難である。

福利厚生費については、国時代に取り組んできたレクリエーション経費の自粛をはじめ、弔電、供花や永年勤続表彰についても厚生労働省に準じた基準とするなど事業運営上不可欠なものに限定し、適切に取り組んでいる。

#### ④ 事業費の冗費の点検について

建物修繕の随意契約調達について、設備の専門知識を有する職員を担当に配置し、修繕、設備消耗部品等の見積査定の精度向上、購入努力による発注金額の削減を行っている。旅費についてはパック商品の利用を推進するなど、これらの継続的な取組みを期待する。

#### ⑤ 契約について

契約については、一般競争入札を原則とする取組みを行っており、契約審査委員会において公正性、妥当性等について審査を経るとともに、契約監視委員会を設置し平成22年度に締結した契約のうち、競争性のない随意契約や一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、今後は、より一層透明性と競争性が確保された厳正かつ適切な契約の実施に期待する。

#### ⑥ 内部統制について

法人設立時に業務運営体制として法人の重要事項を審議する理事会を設けるとともに役員会、幹部会議等において、理事長がセンターの理念や方針を役職員に示しており、全職員に周知されている。また、職員とのヒアリングや意見交換の実施などにより職員からの意見を積極的に取り入れる環境を整備し、前述の会議等においてもセンターとして取り組むべき事項は取り入れるなどセンターの活性化を図っている。逆に、センターのミッション達成を阻害すると思われる要因や問題点、今後の課題等についても把握するとともに、それらについては十分な分析・検討により、その対応について役職員に対する的確に指示をするなど、適切な統制環境の確保に向けて取り組んでいると認められる。

また、監事による監査のほか、監査室による内部監査やコンプライアンス室、理事長特任補佐による理事長補佐体制と合わせ、内部統制の充実に取り組んだことは、センターのミッションや中期計画を達成する上でその妥当性やリスクを把握・分析する重要かつ適切な取組みであったと言える。

さらに、法人の実績は年度計画を大幅に上回っており、これは年度計画や業績測定のための尺度が妥当であったことによるものと認める。今後においても、役職員に対する内部統制の周知徹底を図るとともに、監査法人監査及び内部監査の実効を高めることを期待する。

⑦ 事務事業の見直しについて

独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針で講ずべき措置とされた、研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業等の業務運営の効率化については、平成22年度から実施している。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成23年7月7日から8月5日までの間、法人の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行い、その寄せられた意見を参考にしつつ評価を行った。